

小型機の安全確保に係る航空局のこれまでの対応

- 小型機の安全対策としては、昨年 4 月より、操縦者に対する定期的な技能審査を義務付けたほか、各種の安全講習会等の実施により、事故防止のための取組みを行っている。
- また、調布空港における事故を含め、今年に入ってから小型機の事故等が目立って発生していることから、7 月 27 日、業界団体等に対し、運航の安全確保について万全を期すよう指示したところ。
- 加えて、丘珠空港において航空従事者試験官が同乗した操縦ライセンスの試験中の小型機が胴体着陸した事故を踏まえ、事故原因の調査とは別に、試験方法の適切性等の検証を実施しているところ。
- さらに、小型航空機の利用実態をよく踏まえ、運送事業からレジャーまでと幅広い小型機の運航形態に応じたきめ細かい対策について空港管理者や運航者団体等の関係者とも連携し検討の上、必要な措置を講じることとしている。

(参考) 「小型航空機の運航の安全確保について」 (7月27日付け) の指示の発出

国空航第342号

国空機第502号

平成27年7月27日

公益社団法人 日本航空機操縦士協会 会長 あて

一般社団法人 全日本航空事業連合会 会長 あて

一般財団法人 日本航空協会 会長 あて

NPO 法人 AOPA-JAPAN 会長 あて

国土交通省航空局安全部運航安全課長

航空機安全課長

小型航空機の運航の安全確保について

平成27年7月26日、調布飛行場を離陸した小型航空機が墜落し、経路下の住宅を大破させ、住民を含む3名が死亡、5名が負傷するという事故が発生した。この事故は、住民に甚大な被害を及ぼすとともに、地域住民に多大な不安を与えるものである。

また、本年においては、本件事故のほか、ヘリコプターを含む小型航空機の事故等が目立って発生している状況にある。

これらの事故等の原因については、運輸安全委員会において調査中であるが、各運航者において、機体の点検・整備の確実な実施、運航に関わる法令・手順の遵守等を通じて、運航の安全確保について万全を期するよう、傘下会員に改めて注意喚起されたい。また、貴会及び傘下会員において講じられた具体的な措置等について8月10日までに報告願いたい。

各団体からの報告

・事業者団体からは、各事業者が措置した内容について報告があり、安全上問題が無いことを確認している。

・操縦士団体からは、操縦者に対し安全啓発等の周知徹底が行われるとともに、安全講習等を適切に実施していく旨報告があり、適切に対応していることを確認している。